

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条
第 3 項第 2 号に定める書面)

2026 年 7 月 31 日

住友理工株式会社

住友電気工業株式会社

2026 年 7 月 31 日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県小牧市東三丁目 1 番地

住友理工株式会社

代表取締役 清水 和志



大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号

住友電気工業株式会社

代表取締役 井上 治



住友電気工業株式会社（以下「承継会社」といいます。）と住友理工株式会社（以下「分割会社」といいます。）とは、両当事者間において 2026 年 6 月 26 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026 年 7 月 31 日を効力発生日として、分割会社の社債に係る債務（これに関連する契約その他の権利義務を含みます。）並びに当該社債の元本及び未払利息に相当する額の金銭その他の財産を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に規定する事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2026 年 7 月 31 日

2. 分割会社における法定手続の経過

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株主による差止請求）
会社法第 784 条の 2 に基づく請求を行った株主はいませんでした。
- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
分割会社の株主は承継会社のみであり、分割会社に対し、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求を行った株主はいませんでした。
- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
分割会社においては、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者異議手続）
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2026 年 6 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株主による差止請求）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、承継会社の株主は、本件分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、承継会社の株主に株式買取請求権は認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者異議手続）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2026 年 6 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2026 年 7 月 31 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約に記載された資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。承継会社が分割会社から承継した資産の額及び負債の額はともに約 45,088 百万円です。なお、本件分割による雇用契約の承継はありません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2026 年 8 月 6 日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項

(1) 本件分割の対価

本件分割において、承継会社は分割会社に対して金銭その他の財産の交付は行っておりません。本件分割は、分割会社が承継会社の完全子会社であること及び本件分割によって承継会社が分割会社から承継する資産と負債の額が同額であり、承継する権利義務が等価値であることから、分割対価を交付しないことは相当であると判断しております。

(2) 承継会社の資本金及び資本準備金

本件分割による承継会社の資本金及び資本準備金の額の変動はありません。

(3) 株主総会の承認の不取得

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に規定する株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。なお、承継会社は、2026 年 6 月 29 日に、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づく電子公告を行い、承継会社の株主に対して、本件分割に関する公告を行いました。承継会社は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主 1

名から本件分割に反対する旨の通知を受領しましたが、当該株主の有する株式（同法第795条第1項に定める株主総会において議決権を行使することができることを内容とするものに限ります。）の数は、会社法施行規則第197条に規定する数を下回ります。

以 上